

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の届出に係る事項を変更しようとする旨届出があった。

平成27年2月6日

盛岡広域振興局長 杉原永康

1 届出事項の概要

- (1) 届出者の氏名又は名称 株式会社トライアルカンパニー
- (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地 スーパーセンタートライアル盛岡西バイパス店 盛岡市向中野七丁目17番45号
- (3) 変更しようとする事項 駐車場の位置及び収容台数
- (4) 変更する年月日 平成27年9月24日
- (5) 変更の理由 施設運営計画の見直しのため

2 届出年月日 平成27年1月23日

3 縦覧場所 盛岡広域振興局経営企画部及び盛岡市役所